

欧州委員会、標準必須特許に基づく侵害差止めをめぐり、  
サムスン、モトローラ・モビリティに対し競争法上の決定を下す

2014年5月2日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、4月29日、サムスンがアップルに対して多数のEU加盟国において自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めを求めていた事案に関し、サムスンが申し出ていた、自身の保有する携帯電話通信分野の標準必須特許について「向こう5年間にわたり欧州経済領域（EEA）内で、特定のライセンスの枠組みに合意するいかなる企業に対しても侵害差止請求を行わない」旨の確約に、法的拘束力を持たせる決定を同日に行った旨、プレスリリースを行った。

また、欧州委員会は、同日、モトローラ・モビリティがアップルに対して自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めをドイツで請求し、かつ行使した事案について、モトローラ・モビリティのそれらの行為がEU反トラスト法<sup>1</sup>の禁ずる市場の支配的な地位の濫用に当たるとの決定を同日に下すとともに、同社に対しこの競争法違反行為の排除を命じた旨も、別途プレスリリースした。

なお、これらの決定の全文は現時点では未公表であるところ、欧州委員会がプレスリリースと同時に公表した「メモランダム（Q&A）」にて、これらの決定の背後にある欧州委員会の立場について解説がなされている。その内容からは、この2つの事件を通じて欧州委員会が一貫して表明してきた「侵害差止め的手段に訴えることは特許侵害に対し請求可能な救済手段であるが、標準必須特許が関わっており、侵害者が将来のライセンシーとして、公平で妥当で差別の無い条件<sup>2</sup>によるライセンス契約を結ぶ意思がある場合には、侵害差止請求は濫用と解され得る」との立場を欧州委員会が堅持している様子がうかがえる。

#### <サムスンの事案に関する決定>

2012年12月、欧州委員会は、サムスンの事案について、サムスンの行為がEU反トラスト規則の禁ずる市場の支配的な地位の濫用に該当するとする予備的見解をサムスンに通知していた。その後、欧州委員会は2013年10月から11月にかけて、サムスンの申し出た確約に関し、利害関係を有する第三者からの意見募集（Market Test）を行っていた。

今般の決定は、サムスンの申し出た確約に法的拘束力を持たせてその履行を義務付けることによって、欧州委員会が予備的見解として表明した懸念を解消するという、いわゆる「確約決定」であり<sup>3</sup>、サムスンの行為が競争法違反であったかどうかについては、欧

<sup>1</sup> 具体的に両事案に関連するのは、EU運営条約（TFEU）第102条。

<sup>2</sup> いわゆる「FRAND条件（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory terms）」。

<sup>3</sup> 理事会規則(EC) No. 1/2003の第9条によれば、欧州委員会は、関係事業者が欧州委員会の異議告知書等において表明した懸念に合致する確約を申し出る場合、その確約が当該事業者を拘束する旨の決定を行うことができることとされている。

州委員会は判断していない。その意味で、この決定は欧州委員会が競争法違反の判断基準を新たに提供するものではない。

しかしながら、本件に係る欧州委員会のプレスリリースが解説するとおり、当該確約は、サムスンの関連する標準必須特許のライセンシーになり得るすべての者に「safe harbor（侵害差止めを免れ得る範囲）」を提供するものであって、この確約の下で実施されるライセンスの枠組み<sup>4</sup>に参加表明するライセンス希望者はサムスンによる標準必須特許に基づく侵害差止めから護られることとなる。したがって、この決定は、欧州市場におけるプレーヤーの標準必須特許をめぐる活動において、一定の解決策を与えるものとなったと言える。

#### <モトローラ・モビリティの事案に関する決定>

2013年5月、欧州委員会は、モトローラ・モビリティの行為についてもEU反トラスト規則の禁ずる市場の支配的な地位の濫用に該当するとの予備的見解を通知していた。

本件に係る欧州委員会のプレスリリースによれば、今般の決定は、「侵害差止めが利用された特別な状況を考慮すると」モトローラ・モビリティの行為は市場の支配的な地位の濫用に当たるとするものである。そして、本決定においては、「ドイツの裁判所が決定したFRAND条件に服してライセンスを受けることにアップルが同意していたにもかかわらず、モトローラ・モビリティがドイツにおいて自身の標準必須特許に基づく侵害差止めを請求しかつ行使したことが濫用である」と欧州委員会が認定した旨、同プレスリリースは解説している。

この点について、欧州委員会の上述のメモランダム(Q&A)にも明記されているとおり、ある企業が侵害差止めを免れ得る、すなわち当該企業が「ライセンス契約の意思がある者(willing licensee)」であるかどうかは、「個別の事実を考慮してケースバイケースで判断される必要がある」というのが、欧州委員会の立場である<sup>5</sup>。特に、この日になされた両決定によって提供される「safe harbor」は、「例えば、紛争事件において、裁判所又は(当事者間で合意があった場合)調停人が決定したFRAND条件を受け入れる意思がある企業のような、ライセンス契約の意思がある者(willing licensee)」に向けられたものである旨が、同メモランダム(Q&A)に明示されている<sup>6</sup>。この点を踏まえると、今般の決定は、その全文が公開された後に改めて精査する必要はあるものの、「裁判所又は(当事者間で合意があった場合)調停人が決定したFRAND条件を受け入れる意思がある」との具体的な判断基準を実質的に導入するものであったと評価して良いように思われる。

---

<sup>4</sup> サムスンの確約の下で実施されるライセンスの枠組みの主たる要素は、以下のとおり。

- ① 交渉期間は12か月とする。
- ② この交渉期間内に合意に至らなかった場合、両当事者は、裁判所又は調停人のいずれかによる第三者が決定した、公平で妥当で差別の無い、いわゆる「FRAND条件(fair, reasonable and non-discriminatory terms)」に服する。

<sup>5</sup> 両事案について今般公表された欧州委員会のメモランダム(Q&A)の「When is a company considered to be a willing licensee?」の項目を参照。

<sup>6</sup> 同上。

また、同プレスリリースによれば、「侵害差止めの行使という脅迫の下で、モトローラ・モビリティがアップルにモトローラ・モビリティの標準必須特許の有効性又はアップルの携帯電話機器によるその侵害の有無について争う権利を放棄せよと迫ったことも反競争的である」旨も、欧州委員会は認定した。この点について欧州委員会は、「標準必須特許のライセンスになり得る者は、標準必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無について引き続き自由に争うことができるべきである。潜在的に無効な特許が裁判所において争われ得ること、そして、企業、ひいては消費者が、侵害されていない特許に対して金銭を支払うことを強制されないことこそが、公衆の利益にかなうものである」と、上述のメモランダム (Q&A) にて強調している<sup>7</sup>。

欧州委員会は、この事案の予備的見解を発出した際に公表したメモランダム (Q&A) と同様に、今般のメモランダム (Q&A) においても、2009年5月の「オレンジブック・スタンダード事件」連邦通常裁判所<sup>8</sup>判決 (以下「オレンジブック事件判決」) で確立されたドイツでの判断基準について、「同判決は標準必須特許に特に関連するものではない」として、その判断基準は今般決定が下された両事案には直接適用されないとの見解を表明している<sup>9</sup>。さらには、「モトローラ・モビリティの事案に関する決定は、標準必須特許の文脈で、ライセンスを受ける意思のある者が、問題になっている標準必須特許の有効性、侵害の有無及び必須性を争うことが実質的にできないなどというように同判決を解釈すべきであるとするならば、これは反競争的であろうと結論付けている」との、踏み込んだ判断も提示している<sup>10</sup>。この点については、2013年3月、デュッセルドルフ地方裁判所が、標準必須特許をめぐる紛争事件に関連し、オレンジブック事件判決と欧州委員会のサムスン対アップル事件に係る予備的見解との関係を懸念して同判決の適否を問うべく、欧州連合司法裁判所 (CJEU) に対し、EU 反トラスト規則の解釈に関する予備的判決を求めて質問を付託している。欧州委員会も、「当然のことながら、CJEU によるどのようなさらなる指導も (any

---

<sup>7</sup> 両事案について今般公表された前掲メモランダム (Q&A) の「Is a potential licensee who challenges validity, essentiality or infringement of SEPs unwilling?」の項目を参照。なお、この点については、欧州委員会がモトローラ・モビリティに対して予備的見解を通知した際にも、欧州委員会は「ライセンスになる可能性のある侵害者が第三者による FRAND 条件の決定に服することに合意している場合、侵害者が当該標準必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無について争っている事実があるとしても、これをもって当該侵害者に『(FRAND 条件に基づくライセンス契約を締結する) 意思がない (unwilling)』と断じることにはできない」との予備的見解も示している。欧州委員会がモトローラ・モビリティに対して予備的見解を通知した際に公表したメモランダム (Q&A) 参照。 [Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Motorola Mobility on potential misuse of mobile phone standard-essential patents-Questions and Answers](#)

<sup>8</sup> 最終上訴審であり、一般的には、「連邦最高裁判所」と呼ばれることもある。

<sup>9</sup> 両事案について今般公表された前掲メモランダム (Q&A) の「Are the decisions in conflict with the German Federal Court of Justice's so-called German "Orange Book" case law on injunctions?」の項目を参照。

<sup>10</sup> 同上。

further guidance) 全面的に考慮する」旨を表明しているところ<sup>11</sup>、当該質問に関する、EU法の最終審級である CJEU の判断が待たれるところである。

なお、本事案について、欧州委員会は、EU 反トラスト法についての管轄権を有する EU 裁判所による標準必須特許に基づく侵害差止めについての裁判例がなく、加盟国の裁判所においても現時点ではこの問題について判断が分かれているという事実を考慮して<sup>12</sup>、モトローラ・モビリティに対し制裁金を科さないことを決定した旨、プレスリリースは報じている。

#### <標準必須特許の競争法上の取扱いをめぐる欧州委員会のスタンス>

今般の欧州委員会による決定により、両事案は、標準必須特許保有者による競争法違反に該当する又はその懸念のある行為の排除という帰結を見た。その一方で、上述のメモランダム (Q&A) において欧州委員会は、「知的財産権は、単一市場の重要な基盤の一つであり、それ故に、イノベーションを推進する上で重要な役割を果たすものである。本日の決定は、自身の知的財産について適切に補償されねばならない標準必須特許保有者の利益と、FRAND条件で技術標準にアクセスすべき技術標準の実施者の利益との間の、公正なバランスを達成するものである」<sup>13</sup>、「特許侵害差止めによる救済に頼ることは一般に特許侵害事件での特許権者のための正当な救済であり、さらには、ライセンスを受ける意思のない者に対しては (when there is an unwilling licensee) 標準必須特許に基づく侵害差止めが認められるべきである」<sup>14</sup>などと、特許権を重視する姿勢を改めて打ち出している。

無論、「ライセンスを受ける意思のある者」に対して標準必須特許に基づく侵害差止めがなされてはならない」との一般的な水準での原則については、同意しない者はほとんどいないであろう。他方で同時に、具体的にどのような条件下でそれに該当するか否かの判断に当たり、利害関係者の多くが同意するような基準を打ち出すことは極めて困難であろう。したがって、今後も、欧州委員会が明言しているように<sup>15</sup>、個別の事案ごとに、欧州委員会が競争法違反の有無を判断していきながら地道にルール構築をしていくことになるものと考えられる。

<sup>11</sup> 両事案について今般公表された前掲メモランダム (Q&A) の「What is the link between today's decisions and the request for a preliminary ruling by the Regional Court of Düsseldorf to the European Court of Justice in the SEP-based litigation between Huawei and ZTE?」の項目を参照。

<sup>12</sup> なお、両事案について今般公表された前掲メモランダム (Q&A) の「Why did the Commission not impose a fine on Motorola?」の項目においては、これらの点に加えて、欧州委員会が同様の決定を実施したことがない (there is no Commission decisional practice) 点も、制裁金を課さない裁量権を行使することとした理由の1つとして挙げられている。

<sup>13</sup> 両事案について今般公表された前掲メモランダム (Q&A) の「What are the general implications of the cases for patent protection?」の項目を参照。

<sup>14</sup> 両事案について今般公表された前掲メモランダム (Q&A) の「Is the Commission generally questioning the use of injunctions by patent holders?」の項目を参照。

<sup>15</sup> 前掲脚注5参照。

なお、この点に加えて興味深いのは、標準必須特許の合理的な実施料率の在り方に関する欧州委員会のスタンスに微妙な変化が見られることである。

2013年10月にサムスンの確約の申出に対して意見募集を開始した際には、欧州委員会は以下の見解を示しており、少なくとも当面の間は、標準必須特許ライセンスに係る実施料率の問題については立ち入らないつもりであるように映る態度を見せていた。「欧州委員会は、異議告知書において、本件の実施料又は実施料ベースの合理性について何らの見解も示していない。一般的に、各国の裁判所及び調停人がこれを判断するのに十分な資質を備えている。欧州委員会は、標準必須特許に基づく侵害差止請求が、標準必須特許保有者に対し、標準必須特許をFRAND条件でライセンスする旨を確約していたにもかかわらず、ライセンス希望者に不当に大きな影響力を及ぼすことを懸念している」<sup>16</sup>

これに対し、欧州委員会が今般公表したメモランダム(Q&A)においては、「欧州委員会は、合理的な実施料率とは何かについて概説しているか？」との問いについて、「していない。欧州委員会は、紛争事件においては、裁判所や調停人がFRAND実施料率を設定するのに適した立場にあると信じている」と回答しつつも、加盟国の裁判所及び調停人が、EU競争法の解釈の視点から見たFRAND実施料率をめぐる欧州委員会の指導(guidance)を求めることができること、また、ドイツの第一審裁判所の質問に対して欧州委員会が既に回答を示していることが、以下のとおり触れられている。「彼らが必要であると考えられる範囲において、加盟国の裁判所はEU競争法の解釈について欧州委員会のガイダンスを求めることができる。2013年11月に、マンハイム地方裁判所が欧州委員会にモトローラ・モビリティとアップルとの間での標準必須特許紛争におけるFRAND料率の設定に関連して多数の質問を寄せてきた。欧州委員会は、ウェブサイトにてこれらの質問への回答をいずれ公表するであろう」<sup>17</sup>

標準必須特許をめぐることは、侵害差止めの可否と並んで、その実施料率の合理性の問題が企業のビジネスの成否を左右する要素として注目されてきた。欧州委員会がEUの競争法当局としてこのように自身の見解を示し始めたことは、この点についても、欧州での議論が活発化していく予兆かもしれない。

---

<sup>16</sup> 欧州委員会がサムスンの確約の申出に対して意見募集を開始した際に公表したメモランダム(Q&A)参照。[MEMO, Antitrust: Commission seeks feedback on commitments offered by Samsung Electronics to address competition concerns on use of standard essential patents – questions and answers](#)

<sup>17</sup> 両事案について今般公表された前掲メモランダム(Q&A)の「Does the Commission outline what a reasonable royalty rate is?」の項目を参照。なお、欧州委員会の競争担当委員であるAlmunia氏は、2013年12月、欧州にて開催された知的財産関連のカンファレンスにおいて、欧州委員会がマンハイム地方裁判所から質問を受けており、それに対し可能な限り早急に有用な回答を返すよう努める旨の立場を表明していた。当該スピーチ原稿の項目「SEPs and the smartphone wars」参照。[Joaquín Almunia, Vice President of the European Commission responsible for Competition Policy, Intellectual property and competition policy, IP Summit 2013 \(Paris\), 9 December 2013](#)

— 欧州委員会の両事案に係るプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission accepts legally binding commitments by Samsung Electronics on standard essential patent injunctions](#)

[Antitrust: Commission finds that Motorola Mobility infringed EU competition rules by misusing standard essential patents](#)

— 両事案について今般公表された欧州委員会のメモランダム（Q&A）は、以下参照 —

[MEMO, Antitrust decisions on standard essential patents \(SEPs\) - Motorola Mobility and Samsung Electronics - Frequently asked questions](#)

— サムスン対アップル事件に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[国際商業会議所，サムスンの標準必須特許に関する確約の申出について欧州委員会に意見書を提出（2013年12月24日）（PDF）](#)

[欧州委員会，サムスンの標準必須特許に関する確約の申出について意見募集を開始（2013年10月23日）（PDF）](#)

[欧州委員会，携帯電話標準必須特許の濫用の可能性についてサムスンに異議告知書を送付（2013年1月7日）（PDF）](#)

— モトローラ・モビリティ対アップル事件に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会，携帯電話標準必須特許に基づく市場の支配的な地位の濫用の可能性についてモトローラ・モビリティに異議告知書を送付（2013年5月13日）（PDF）](#)

— オレンジブック事件判決の概要及びデュッセルドルフ地方裁判所による CJEU への質問付託に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[デュッセルドルフ地方裁判所，標準必須特許権侵害に係る救済の在り方について，欧州連合司法裁判所に質問を付託（2013年4月24日）（PDF）](#)

— オレンジブック事件判決は、以下参照 —

[BUNDESGERICHTSHOF IM NAMEN DES VOLKES URTEIL KZR 39/06 Verkündet am: 6. Mai 2009 in dem Rechtsstreit Orange-Book-Standard（ドイツ語）](#)

(以上)